

令和8年度

里庄町未来へつなぐ地域活性化補助金

募集要項

令和8年7月

本補助金は、「里庄町未来へつなぐ地域活性化補助金交付要綱」に基づき実施するものであり、募集に関する内容は次のとおりとします。

1 目的

持続可能な分館活動及び若者の地域活動への参画を促進することを目的として、里庄町内の2つ以上の分館が連携して実施する地域活動又は町内に在住する50歳未満で5人以上の若者（以下「若者団体」という。）が実施する地域活動により、地域課題の解決、世代を超えた交流及び伝統文化の継承等につながる事業を支援することにより、地域コミュニティの活性化を目指します。

2 制度概要

(1) 補助対象

①分館連携

次の要件をすべて満たす事業とする。

- ア 2つ以上の分館が連携して実施する地域課題の解決に関する事業、世代を超えた交流に関する事業、伝統文化の継承又は活性化に関する事業
- イ 企画・実施・費用負担のいずれかに複数分館が実質的に関与している事業

②若者活躍

次の要件を満たす事業とする。

- ア 町内に在住する50歳未満の若者による5名以上で構成するグループが実施する地域課題の解決に関する事業、世代を超えた交流に関する事業、伝統行事の継承又は活性化に関する事業

※上記①及び②は、他の補助制度との併用はできません。

※上記②は事業実施者を含め原則20名以上の参加を要件とします。ただし、実施する事業内容によっては、この限りではない場合もあるため、20名以下になる場合は企画商工課へ事前にご相談ください。

(2) 補助対象外

次のいずれかに該当する事業は、対象外とする。

- ①政治又は宗教に関する事業
- ②営利を目的とする事業
- ③国、県及び町のその他の補助金等を利用する事業
- ④交付決定前に着手する事業

※「連携」とは「協賛」や「後援」といった間接的な関わりではなく、事業の企画や実施等に直接関わるものをいいます。

※新規事業、既存事業に関わらず、他の分館と連携して実施する事業が対象となります。

※営利を目的とする事業は対象外のため、出店による金銭を伴う飲食等の提供はできません。ただし、金銭を伴わない無償提供は対象とします。

(3) 事業の実施期間

交付決定日から、令和9年3月31日までとなります。

※令和8年7月から8月は募集期間とします。なお、令和8年9月以降は申し込み順にて受け付けます。

(4) 補助対象経費

- ・補助対象となる経費は、次に掲げるもののうち事業の実施期間中に要したもので、かつ支出を行ったものに限りです。

(対象事業の例)

対象事業	対象事業の例
地域課題の解決に関する事業	高齢化により、地域の草刈りが難しくなっているため、マンパワー不足を解消するために、複数の分館が連携し、草刈りを実施する。
地域課題の解決に関する事業	地域の草刈りに参加するために、草刈機を使用したことのない地域の若者が中心となり、外部講師を招き、草刈機の取扱い講習を実施する。
地域課題の解決に関する事業	地域のデジタルデバイド解消を目的に、複数の分館が連携し、外部講師を招き高齢者を対象にスマホ講座を実施する。
地域課題の解決に関する事業	子ども達への食事と居場所の確保を目的に、複数の分館が連携し、子ども食堂を開催する。
世代を超えた交流に関する事業	地域で実施している夏祭りを世代間の交流を促進させるイベントとするために、複数の分館が連携し、夏祭りを開催する。
世代を超えた交流に関する事業	世代を超えた交流を目的に、地域の若者が主体となり、子どもから高齢者までの交流を深めるために、昔遊び体験イベントを実施する。
世代を超えた交流に関する事業	今まで実施ができていた地域の花見を復活させるために、地域の若者が主体となり、ビンゴ大会を実施し、世代を超えた交流の場を創出する。
伝統行事の継承又は活性化に関する事業	地域のお祭り、伝統行事の活性化を目的に、地域の若者が中心となり、行事の一環としてビンゴ大会やカラオケ大会を実施する。
伝統行事の継承又は活性化に関する事業	地域のお祭りや、伝統行事への参加者を増やすために、地域の若者が中心となり、SNS の活用やチラシを作成し、PR 活動を実施する。

(対象経費、対象外経費の例)

費目	補助対象経費の例	補助対象外経費の例
諸謝金	講師謝金、出演団体、外部専門家への謝礼	団体構成員に支払う報酬・謝礼、賞金、賞品、金券(ギフト券、図書券等)の経費
消耗品費	事業に要する文具類、啓発物品、ユニフォーム等	補助事業に必要なない物品の購入費
食糧費	事業に要する食材購入費、飲料購入費	会議及び打ち合わせに伴う飲料代、食事代、弁当代、茶菓子代
印刷製本費	参加者募集チラシ、事業にかかわる資料や報告書の作成・印刷費	通常発行している、会報等の作成・印刷費
通信費	事業に要する郵便代・送料	補助事業に用いない切手の購入費
保険料	事業実施に伴う保険料(イベント保険、ボランティア保険等)の経費	事業実施期間外を対象とする保険料
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費(舞台の照明・音響、やぐらの設営等)	構成団体や自治会の会員への委託料(当該業務を業とする場合は除く)
使用料	会場使用料、事業に要する機器類のレンタル・リース料等	構成団体の事務所賃料

※1品目当たり2万円以上の消耗品は、対象外となります(例えば、1個1万円の消耗品を2個購入する費用は、対象となります)。

※補助事業全体を他の者に委託する等、分館等の主体的取組でないとみなされる場合は補助対象になりません。

(5)補助額

補助対象経費の10/10以内で上限額5万円とします。

ただし、食糧費は、補助対象経費の1/2以内を上限とします。

3 補助の流れ

